

知識は  
力なり

# My Adviser

(顧問弁護士)

かじやまと

加地 和 法律事務所報

TEL 075-821-2884

FAX 075-821-2823

<http://www4.ocn.ne.jp/~yamakaji/>

京都市中京区丸太町通御前西入ル北側



## ごあいさつ

暑中御見舞申し上げます。平素は格別の御厚誼を賜り御礼申し上げます。  
暑さきびしい折柄 皆様の御健康と御自愛をお祈り致します。

数人がお金を出し合っ一筆の土地を購入することで共有が生じたり、相続を契機として一筆の土地を数人が共有したりすることがあります。そして、かかる共有状態を解消する手続として、共有物分割があります。結構、この共有状態の解消に関する相談は多いので、今回は共有物分割について少し考えてみましょう。

平成21年7月

弁護士 政次 秀夫

事務局 川端広美・井上はるみ

## 共有物分割(きょうゆうぶつぶんかつ)とは

(問1) そもそも共有とは、どういう状態をいうのですか。

(答え) 共有とは、一個の物の上に数人が各自一個ずつの所有権(持分権という)を有し、各所有者が一定の割合において互いに制限しあい、その内容の総和が独立の一個の所有権の内容に等しい状態をいう。比喩的にいうと、共有者が3人だとすると、所有権というゴムまり3個をひとつの物の「枠」の中に押し込んだ状態をいいます。共有者の一人が持分権を放棄したり相続人なくして死亡して、その持分が消滅すると、ゴムまりの一つが割れたように、他の二人の持分が拡大するのです。

(問2) なぜ、共有状態を解消する必要があるのですか。

(答え) 共有関係は、単独所有の場合に比べて、物の管理・収益その他あらゆる関係において複雑であり、共有者相互間の利害対立の可能性を生じやすく、共有物をめぐる取引関係が面倒になるといった問題点がある。たとえば、共有物を第三者に譲渡するには共有者全員の同意が必要になるし、共有物を共有者のうちの一人が独占的に使用収益し、他の共有者の使用を妨げる等といった問題が起こり得るのです。

そこで、このような複雑な関係を解消して、  
(右上へ)

簡単、明確な個別的な法律関係にするために、共有者には共有物の分割を請求する権利が認められています。

(問3) 共有物分割の方法にはどのような種類があるのですか。

(答え) まず、①共有者が共有物を分割するなどして各人がそれぞれ単独所有者となる方法があります(現物分割)。次に、②共有物を競売に付したり第三者に任意売却して、その代金を各共有者の持分に応じて分配する方法があります(代価分割)。さらに、③持分以上の現物を得た共有者が他の共有者に価格で賠償する方法があります(価格賠償分割)。

(問4) 共有物分割の具体的な手続はどうなりますか。

(答え) 各共有者は、まず協議によって分割の方法を定め、もし協議がととのわなときは、裁判所に分割の訴えを提起することになります(民法258条)。ここで、「協議がととのわなとき」とは、共有者全員で協議をしたが分割の方法について協議がまとまらなかったときだけではなく、共有者の全員又は一部に共有物分割の協議に応ずる意思がないため共有者全員において協議をすることができない場合を含み、一部の共有者が分割の協議に応じないときは、他の共有者に協議の交渉をしないで、直ちに共有者全員を相手方として共有物分割の訴えを提起することができるかと解されています。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。加地和法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

次回からFAX送信を中止の場合は、恐縮ですが、加地和法律事務所までお電話かFAXにてご連絡下さいませ。

(広告⑰)